



# けんせつ大曲

国土交通省 東北地方整備局

湯沢河川国道事務所

<https://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>

■大曲出張所  
(雄物川の改修・維持管理担当)

〒014-0054 大仙市大曲金谷町25-40  
TEL 0187-63-3340

■大曲国道維持出張所  
(国道13号の維持管理担当)

〒014-0067 大仙市飯田字大道端128  
TEL 0187-63-2157



## 玉川でサケの稚魚放流が行われました



開会式の様子



子供達が稚魚をバケツに分けてもらっている様子



サケの稚魚を玉川へ放流する子供達



サケの稚魚  
約5cm～7cm

令和5年3月3日(金)

玉川橋右岸下流で「花館のサケまつり」が開催されました。

この日は、肌寒く川の水が冷たい中、花館小学校の6年生の皆さんが育てた体長約5cmの稚魚、数万匹を玉川に放流しました。

サケの稚魚は3～4年後に、玉川に戻って来ると言われております。大きく元気な姿で、また戻って来てくれる事を楽しみに、放流しました。

サケ達がこの川に帰れるように、みんなで綺麗な川を守りましょう!

# 不法投棄



**不法投棄は犯罪です!**

～河川法等の法令にも罰則規定が定められています～

**【罰則規定】**

- ◎河川法(政令)違反 → 3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金  
(河川区域内に土砂、ゴミ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨てる事等の場合)
- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
廃棄物を捨てた場合 → 5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金  
一般廃棄物を捨てた場合 → 3年以下の懲役または300万円以下の罰金